



事務所ニュース [No.258]



令和3年5月



新型コロナウイルス対応助成金

—労働者を雇用する事業主の方へ—

◎雇用調整助成金

—従来の要件は4月末で終了しました—

新たな要件 5月、6月 2か月の **予定**

- 1 生産指標（売上等）最近3か月平均値 30%以上の減少
- 2 1日あたりの助成額の上限 13,500円
- 3 助成率9/10

☆まん延防止等重点措置等対象地域は従来通り

◎休業支援金等

80%（9,900円限度）

休業手当の支払いを受けなかった労働者による申請

◎両立支援等助成金 育児休業等支援コース

対象者 臨時休業をした小学校等に通う子供の世話をを行う労働者
有給の休暇（年次有給休暇を除く）を取得させた事業主が対象
助成額1人あたり5万円 1事業主10人まで上限50万円

主な支給要件

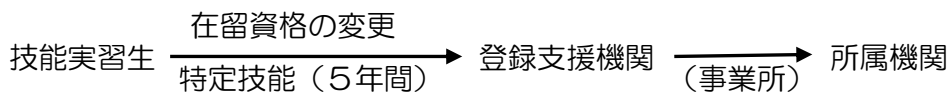
- (イ) 小学校等（小学校、保育園、幼稚園など）が臨時休業 **◎就業規則作成が必要◎**
- (ロ) 両立支援の仕組み ・テレワーク勤務・短時間勤務制度等
要件の詳細は当事務所川越幸代、染矢にお問い合わせ願います

同一労働同一賃金 4月1日から適用

正社員とパートタイマー・有期労働者との間の不合理な待遇差の是正は進んでいますか？
役職手当、勤務手当、家族手当等の諸手当、福利厚生等が平等であり不合理でない措置が必要です。

外国人労働者の受入れ

—外国人労働者の活用—



※技能実習生が3年間終了後一時帰国となりますが、コロナの関係で一時帰国をしないで特定技能に在留を変更して5年間日本で働くことができます

手続きは ・登録支援機関（出入国在留管理庁登録）大崎行政書士事務所
・申請取次事務所 大崎行政書士事務所

社会保険労務士法人オフィスCOA・中小企業労働保険協会・外国人登録支援機関

TEL 0985-25-1200 FAX 0985-25-2378

E-mail : oosaki@bronze.ocn.ne.jp * HP : //www.office-coa.net